

もしもの時の安心のために 全国商工会会員福祉共済への加入をお勧めします!

福祉共済をお勧めする7の理由…

- ① 商工会が作った労災保険を補完する制度です。** ※ 労災保険だけで万全ですか?
(労災保険は仕事中のみの補償ですが、福祉共済は仕事以外でも24時間フルカバー! 福利厚生にも最適です。)
- ② 自家共済で保険会社をとおしません。だから、中間マージンがありません!**
(月額2,000円(1日当たり67円※Aタイプ)の手頃な掛金。85歳まで同一掛金です。)
- ③ 少ない掛金で厚い補償は、営利を目的としない商工会だからこそです。**
(経済産業省の認可共済です。加入資格に制限があることは営利目的でなく、相互扶助だからです。)
- ④ 補償内容は、免責日数の少ないことも大事な選択肢です。**
(入院は初日から通院は3日目から共済金をお支払します。補償額の大きさと共に免責日数の少なさも特徴です。)
- ⑤ 掛金は、加入形態により経費(損金)算入ができます。**
(従業員の福利厚生として最適です。)
- ⑥ 10万円以下の共済金の請求は、診断書は必要ありません。**
(一般の保険と比べて、請求手続きがシンプルです。)
- ⑦ 共済金の支払は迅速・スムーズ! 請求後10日程度でお支払します。**

① 工作中的事故で30日間入院し、退院後10日間通院した場合

- ・ 入院30日×8,000円(入院は初日から補償)
- ・ 通院(10日-免責2日)×3,000円

共済金 ¥264,000-

② 交通事故で120日間入院(関節手術)し、退院後7日間通院した場合

- ・ 共済手術金100,000円
- ・ 入院100日まで補償×8,000円
- ・ 通院(7日-免責2日)×3,000円

共済金 ¥915,000-

株式会社は決算公告が義務付けられています。 インターネットを利用した決算公告をお勧めします。

平成18年5月に施行された会社法により、すべての株式会社は前年度の決算内容について、定時株主総会における報告または承認後遅滞なく、貸借対照表またはその要旨を公告しなければならないとされています。(会社法第440条)

株式会社の決算公告というと、これまでは官報や日刊新聞への掲載以外は認められませんでした。会社法では、会社負担の少ないインターネットでの開示が認められるようになりました。

商工会が提供するインターネットシステム「SHIFT」では年間3,000円の利用料金でインターネットによる株式会社の決算公告が可能です。

貸借対照表		貸借対照表	
資産	負債・純資産	資産	負債・純資産
現金預金	100,000	現金預金	100,000
当座預金	50,000	当座預金	50,000
商品	10,000	商品	10,000
固定資産	200,000	固定資産	200,000
総計	360,000	総計	360,000
負債	200,000	負債	200,000
借入金	100,000	借入金	100,000
役員借入金	50,000	役員借入金	50,000
借入金	50,000	借入金	50,000
純資産	160,000	純資産	160,000
資本金	100,000	資本金	100,000
剰余金	60,000	剰余金	60,000
総計	360,000	総計	360,000

詳しいお問い合わせはお近くの商工会または沖縄県商工会連合会まで